

安全衛生経費の適切な支払いの実現に向けて

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室
いりまじり ひろふみ
 企画専門官 入交 泰文

1. はじめに

建設業は、「人材」で成り立っており、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提であり、最優先事項である。建設業における労働災害の発生状況は、長期的には減少傾向にあり、昭和47年には2,400人にも上っていた労働災害による死亡者数は、令和5年には223人まで減少している。

しかしながら、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事現場での災害により、年間約350人（平成31年から令和4年までの平均値）もの尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。

国土交通省では、厚生労働省等の関係機関や建設業関係団体等とも連携して、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（以下、「建設職人基本法」という）に基づく「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」という）に位置付けられた施策等を進めているところである。

2. 建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けた検討経緯

(1) 検討会等の設置

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるような実効性ある施策を検討することを目的に、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」（座長：芝浦工業大学 蟹澤宏剛教授）を設置し、平成30年6月から計7回にわたり検討を行い、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」（以下、「提言」という）が取りまとめられた。

提言を踏まえて、安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策として、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に関して検討するため、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」（以下、「WG」という）（座長：芝浦工業大学 蟹澤宏剛教授）を令和4年11月に設置した。WGでは、令和4年度に「安全衛生対策項目の確認表」、令和5年度に「標準見積書」の検討を行った。

(2) 安全衛生対策項目の確認表

令和5年3月の第3回WGにおいて、安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型案）がおおむね取りまとめられた。検討経緯や考え方については、本誌2023年7月号の記事をご覧ください。

その後、国土交通省では、令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」（図-1）及び「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）説明書」（以下、「説明書」という）を作成・公表した。併せて、各専門工事業団体に対して、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表を参

考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討・作成いただくよう依頼した。さらに、全ての建設企業に対して、建設工事の現場において「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼した。

依頼から4カ月後となる令和5年12月時点の専門工事業団体の検討状況の調査では、対象約90団体のうち73団体から回答があり、作成済み及び参考ひな型を使用する団体は21団体（うち先行工種は14団体）、作成中は16団体、検討中が17団体であった（図-2）。

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担		
		注文者	下請	注文者	下請	
安全衛生管理体制	工事現場管理					
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施					
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体					
	固定式足場以外の作業床の組立と解体					
	作業構台・吊り構台の組立と解体					
	昇降設備の設置と撤去					
	土留め支保工の組立と解体					
	保護具の着用					
	墜落等による危険の防止	手摺、幅木等				
		開口部養生				
		落下防護ネット・小幅ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止					
	飛来崩壊災害による危険の防止					
	揚重用吊具					
	警報設備					
避難用設備						
火災防止						
危険物の対処（立入禁止措置）						
機械	調査の実施（埋設物調査・試掘等）					
	安全点検の実施					
	機械等の危険防止					
	監視連絡等に要する対策					
健康の保持増進のための措置・快適な職場環境の形成のための措置	作業環境の測定					
	測定機器の用意					
		測定環境の設定				
	作業環境の構築					
	換気設備					
	空調設備、空気清浄設備					
	照明器具					
	電気設備					
	給排水設備					
	休憩室、仮眠設備					
	職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）					
	熱中症対策					
	応急処置・緊急時対応					
その他の疾病・衛生対策						
その他	安全意識、注意喚起					
	交通規制に要する対策					
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）					
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）		注文者	下請	注文者	下請	

図-1 安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）

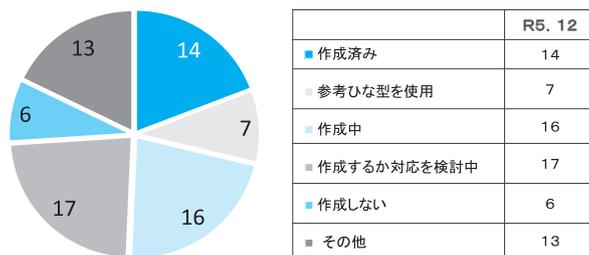


図-2 安全衛生対策項目の確認表の検討状況

今後は、引き続き、取組状況をフォローアップするとともに、安全衛生対策項目の確認表の活用に向け、専門工事業団体の了解も得ながら、各団体で作成した安全衛生対策項目の確認表を公表する等の取組を進める予定である。

(3) 安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」

提言において、「下請企業が元請企業に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を作成し、その普及を図る」とされ、さらに、「各専門工事業団体においては、社会保険加入問題への対策として、法定福利費を内訳明示した標準見積書の作成・普及が進められており、安全衛生経費についても、この取組を参考にしつつ、下請まで適切に支払われるための施策を検討、実施することが有効と考えられる」とされている。このことから、WGでは先行的に、一般社団法人日本型枠工事業協会と一般社団法人日本左官業組合連合会の2団体を対象に、先行工種として「型枠、左官」の「標準見積書」の検討・作成に建設業関係団体等の協力を得ながら取り組むこととし、先行工種の検討・作成の結果を踏まえて、「安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」作成手順書」を作成し、専門工事業団体への周知を行うこととした。令和6年3月の第6回WGにおいて、先行2団体で検討・作成された「標準見積書(案)」を踏まえた「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順(案)」がおおむね取りまとめられた。

その後、国土交通省では、令和6年3月に「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」(以下、「作成手順」という)を作成し、各専門工事業団体に対して、作成手順及び先行的に作成した工種の標準見積書を参考に、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を検討・作成いただくよう依頼した。また、全ての建設企業に対して、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標

準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、安全衛生経費を内訳明示することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼した。

作成手順で示した内訳明示する安全衛生経費の算出方法を次に示す。

① 内訳明示する安全衛生経費の範囲

見積条件提示時に「安全衛生対策項目の確認表」等において、下請負人が費用負担することと確認した項目とする。なお、再下請をする場合は、再下請業者が必要な安全衛生経費も計上し、再下請業者に適切に支払うことが必要である。

② 安全衛生経費の基本的な算出方法

1) 個別工事現場(作業場)における安全衛生経費

安全衛生管理常駐者経費や安全衛生管理活動費、立入禁止措置、開口部養生設置費用等の個別工事現場において必要となる安全衛生経費を個別に積み上げ計算を行う。

$$\begin{aligned} \text{安全衛生経費 A} &= \text{延べ人工数 A} \times \text{単価 A} \\ \text{安全衛生経費 B} &= \text{施工量 B} \times \text{単価 B} \\ &\vdots \\ \Sigma \text{安全衛生経費} &= \text{安全衛生経費 (A + B} \\ &\quad + \dots) \end{aligned}$$

2) 個別工事現場(作業場)における建設技能者にかかる安全衛生経費

(i) 積み上げ計算

保護帽、墜落制止用器具、安全靴等の保護具や空調服等について、使用する延べ人工数に耐用日数で除した単価を乗じて積算する積み上げ計算を行う。

$$\begin{aligned} \text{安全衛生経費 A} &= \text{延べ人工数 A} \times \text{単価 A} \\ &\quad \div \text{耐用日数 A} \\ \text{安全衛生経費 B} &= \text{延べ人工数 B} \times \text{単価 B} \\ &\quad \div \text{耐用日数 B} \\ &\quad \vdots \\ \Sigma \text{安全衛生経費} &= \text{安全衛生経費 (A + B} \\ &\quad \text{+...)} \end{aligned}$$

(ii)率計算

保護帽、墜落制止用器具、安全靴等の保護具や空調服等について、個別工事において積み上げ計算が困難な場合は、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事金額又は労務費に対する割合を算出し、当該工事の工事金額又は労務費に乗じて安全衛生経費とする。

【工事金額から算出する場合】

$$\begin{aligned} A &= 1 \text{ 年間の自社で建設技能者用に購入} \\ &\quad \text{した保護具等の総額} \\ B &= 1 \text{ 年間の売上高 (工事請負額)} \\ C &= A \div B \\ \text{安全衛生経費} &= \text{個別工事の工事金額 (値} \\ &\quad \text{引き前, 法定福利費加算} \\ &\quad \text{前)} \times C \end{aligned}$$

【労務費から算出する場合】

$$\begin{aligned} A &= 1 \text{ 年間の自社で建設技能者用に購入} \\ &\quad \text{した保護具等の総額} \\ B &= \text{建設技能者の年収} \\ C &= A \div B \\ \text{安全衛生経費} &= \text{個別工事の労務費 (値引} \\ &\quad \text{き前, 法定福利費加算前)} \\ &\quad \times C \end{aligned}$$

3) 店で支出する安全衛生経費

安全大会や安全衛生責任者教育などの店で支出する安全衛生経費について、自社の支出実績に基づくデータ等を用いて積算

し、工事金額又は労務費に対する割合を算出し、当該工事の工事金額又は労務費に乗じて安全衛生経費とする。

【工事金額から算出する場合】

$$\begin{aligned} A &= 1 \text{ 年間の店で支出した安全衛生経} \\ &\quad \text{費の総額} \\ B &= 1 \text{ 年間の売上高 (工事請負額)} \\ C &= A \div B \\ \text{安全衛生経費} &= \text{個別工事の工事金額 (値} \\ &\quad \text{引き前, 法定福利費加算} \\ &\quad \text{前)} \times C \end{aligned}$$

【労務費から算出する場合】

$$\begin{aligned} A &= 1 \text{ 年間の店で支出した安全衛生経} \\ &\quad \text{費の総額} \\ B &= \text{建設技能者の年収} \\ C &= A \div B \\ \text{安全衛生経費} &= \text{個別工事の労務費 (値引} \\ &\quad \text{き前, 法定福利費加算前)} \\ &\quad \times C \end{aligned}$$

3. 安全衛生経費の必要性・重要性に関する戦略的広報

国土交通省では、安全衛生経費の確保の必要性や重要性について、これまで、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定やリーフレット「安全な建設工事のために適切な安全衛生経費の確保が必要です」の作成・配布などを通じて、建設業者等に対してその周知に努めてきている。提言において、地方公共団体や民間企業などの発注者、元請や下請となる建設業者、国民に対してよく理解されるよう、また、下請から元請等に対し、安全衛生経費を要求しやすい環境整備も必要であることから、その必要性や重要性に関して戦略的な広報に取り組むことが必要とされている。

第6回 WGにおいて、対象者ごとに適した広

広報対象者		広報施策
元請企業・下請企業		○適切な安全衛生経費の確保のためのリーフレットの充実 ➡ 厚生労働省と連携した取組
一人親方		○一人親方向けのリーフレットの作成 ➡ 厚生労働省と連携した取組
発注者	地方公共団体・民間企業	○発注者向けのリーフレットの作成
発注者	個人 (戸建住宅、マンション・アパートの発注者)	➡ リフォーム取扱店に向けた取組
個人 (発注者以外の国民)		○安全衛生経費の確保に関するポスターの作成・配布

情報発信
 ○インターネットやソーシャルメディアでの

○全国安全週間などでの集中的な広報
 ↓
 全国建設業労働災害防止大会での広報

図-3 戦略的広報の概念図

報を実施し、安全衛生経費の必要性や重要性の認知度向上を図ることとされ、提言に対する具体の対応方針は次のとおりである。また、その概念を図-3に示す。

(1) 適切な安全衛生経費の確保のためのリーフレットの充実、発注者向け・一人親方向けのリーフレットの作成及び安全衛生経費の確保に関するポスターの作成・配布

国土交通省では、これまでも厚生労働省と連携して、足場の点検等に関する労働安全衛生規則の改正と安全衛生経費の必要性や重要性を周知するリーフレットを作成しており、引き続き、建設業関係団体等の協力を得ながら、一人親方、発注者、個人等に向けたリーフレット等の作成に取り組む。

(2) インターネットやソーシャルメディアでの情報発信

国土交通省では、同省ホームページ内に、安全衛生経費をめぐる最新情報を含め、幅広い情報を多様な関係者に提供するため、各主体がまとめた安全衛生経費に関するガイドブックや事例等を一元的にまとめたページを作成中であり、引き続き、それらを集積するとともに、国民にも分かりやすいページ構成について、建設業関係団体等と相談しながら検討を進める。

(3) 全国安全週間などでの集中的な広報

国土交通省では、これまでも全国建設業労働災害防止大会におけるリーフレット等の配布や安全衛生経費に関する取組についての講演をはじめ、建設業者を対象に全国10地区で実施している「建設工事における労働災害防止に関する説明会」や各地方ブロックで開催している地方公共団体の職員が参加する会議において、安全衛生経費に関する取組について説明しており、引き続き周知活動を行う。

戦略的広報を継続的に実施するとともに、専門工事業団体における「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」の作成状況等に関する調査や建設企業における安全衛生経費の支払いに関するアンケート調査等のフォローアップを実施しながら、これらの取組を進化させていく予定である。

4. おわりに

今後も、建設職人基本法や基本計画に基づき、厚生労働省等の関係機関や建設業関係団体等と連携して、建設工事従業者の安全及び健康の確保に関する取組を進めてまいりたい。